

総会

配布：限定

2012年7月31日

原文：英語

## 第66会期

議事日程議題 34

武力紛争の防止

アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ボツワナ、ブルガリア、カナダ、コートジボアール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ジブチ、エジプト、エストニア、フィンランド、グルジア、ドイツ、ギリシア、アイルランド、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、ラトビア、リビヤ、リトアニア、ルクセンブルグ、モルジブ、モナコ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、パナマ、ポーランド、ポルトガル、カタール、サウジアラビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラビアマケドニア共和国、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国並びにイエメン：

決議草案

シリア・アラブ共和国における情勢

総会は、

2011年12月19日の66/176および2012年2月16日の66/253の総会諸決議、並びに人権理事会の2011年4月29日のS-16/1、2011年8月23日のS-17/1、2011年12月2日のS-18/1、2012年3月1日のS-19/1、2012年3月23日の19/22、2012年6月1日のS-19/1および2012年7月6日の20/22の諸決議を想起し、また、1987年11月30日の42/37、1988年12月7日の43/74、および2011年12月2日の66/35の総会諸決議をも想起し、

さらに2012年4月14日および21日の安全保障理事会決議2042(2012)並びに2043(2012)をも想起し、

シリア・アラブ共和国内の暴力の激化、とりわけシリア住民に対する、シリア当局によ

る継続した広範囲で組織的な重大な人権侵害と継続した重火器の使用、並びにシリア・アラブ共和国政府によるその住民の保護の失敗について深刻な懸念を表明し、

シリア当局による、化学あるいは生物兵器の使用の威嚇に対してもまた深刻な懸念を表明し、

シリア・アラブ共和国内の情勢が地域の安定に及ぼす脅威、また、その国際の平和および安全に対する深刻な見通しを憂慮し、

2011年11月以来、シリア・アラブ共和国内の人権状況が著しく悪化し、シリアの民衆により困難を引き起こし、また広範囲の暴力および不安定さが拡大する社会経済的な状況が、多くのコミュニティを危機的な状態に置いている旨に注目しているシリア・アラブ共和国についての独立国際審査委員会の報告書<sup>1</sup>に留意し、

人権高等弁務官が、2012年5月27日のその声明において、シリア・アラブ共和国内の暴力行為が、人道に対する罪あるいは他の国際犯罪の形態に相当する可能性があるかもしれず、また、刑事責任の免除により助長されてきた一般市民に対する広範囲あるいは組織的な攻撃のパターンを示すものであるかもしれないと述べたことを想起し、

シリア・アラブ共和国内での子ども達に対する深刻な侵害の発生、子ども達が、軍隊、シリアの情報機関および「シャビア」民兵を含む政府軍により実施された軍事作戦の犠牲者に含まれていること、また、最年少で9歳の子ども達が、殺人および深刻な後遺症を伴う傷害、恣意的な逮捕、監禁、拷問および、性的な暴力を含む不当な取扱いの犠牲者となり、さらに人間の盾として使われたこと、を示している子どもと武力紛争に関する事務総長報告書<sup>2</sup>に留意し、

差別、性的および物理的な虐待、プライバシーの侵害、彼女達の男性の関係者に降伏を強制させるためのものを含む恣意的な逮捕と手入れの際の監禁の対象となっていること含め、この文脈においての女性の脆弱な状況に対して懸念を表明し、またあらゆる性的な暴力とジェンダーに基づく暴力の防止の重要性を強調し、

人権と基本的な自由の抑圧と侵害、とりわけシリア当局による人口密集地区に対する過剰な武力、重火器、機甲部隊および空軍の使用、の結果を含む、暴力の人道的な影響を懸念し、

---

<sup>1</sup> A/HRC/19/69

<sup>2</sup> A/66/782-S/2012/261

暴力の激化が近隣諸国へのシリア難民の流入を引き起こしていることをも懸念し、また、暴力から逃れるためにシリア領内から脱出しようとする人々に対するシリア当局による攻撃を非難し、

2012年7月29日に、アレッポおよび首都ダマスカス並びにその近隣の町々の民衆に対する砲撃と戦車の使用の影響に対して、人道問題担当事務次長および緊急援助調整官により表明された非常に強い懸念に同調し、

シリアにおける何千人もの人々の死に心から哀悼の意を表明し、また、その家族に弔意を表し、

シリアの一般市民に保護を提供するための方法と手段を模索する決意を表明し、

国際連合とアラブ連盟の合同特使および、安全保障理事会決議 2042(2012)に付属した六項目計画の完全な履行の確保を含む、シリア危機に対する平和的な解決を促進することを目的とした、総会決議 66/253 および関連するアラブ連盟の諸決議に従った彼の活動に対する支持を再確認し、

六項目計画の履行に向けての進展の欠如に深い懸念を表明し、また安全保障理事会の、シリア当局にその決定の遵守を確保するための方法に合意することの失敗を憂慮し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全、並びに憲章の原則に対する強い公約を再確認し、

全ての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないことを想起し、

国際連合憲章の目的と原則、および世界人権宣言並びに市民的及び政治的権利に関する国際人権規約を含む関連する人権諸条約を再確認し、また、シリア・アラブ共和国が人権と基本的な自由を保護し、且つ促進する義務を想起し、

政治的な移行における速やかな進展が、シリア・アラブ共和国内の情勢を平和的に解決する最善の機会を意味していることを強調し、この観点から、2012年6月30日に行動グループにより発信された最終コミュニケを歓迎し、また、暴力、恐怖および脅迫の無い環境へ向けての進展が、シリアの民衆の熱望に適う信頼できる移行を可能にする鍵であるこ

とに留意し、

危機に対する政治的解決への到達を目的とする事務総長および全ての外交努力の取組への支持を再確認し、国際連合の憲章第Ⅷ章に規定されている国際の平和および安全の維持における地域的並びに準地域的機構の役割をも再確認し、また 2012 年 7 月 22 日の決議を含む、アラブ連盟の関連する諸決定を歓迎し、

1. 人口密集地での、戦車およびヘリコプターからの無差別な砲撃を含む、シリア当局による重火器の増大する使用、および、安全保障理事会決議 2042(2012)の第 2 項および安保理決議 2043(2012)の第 2 項に反し、部隊と重火器の兵舎への撤退の不履行を非難する；

2. シリア当局および政府側の民兵による、文民に対する武力の使用、虐殺、恣意的な処刑、抗議する人々、人権を擁護する人々およびジャーナリストに対する殺害と迫害、恣意的な監禁、強制的な失踪、医学的な治療へのアクセスに対する妨害、拷問、性的な暴力、また子ども達に対するものを含む不当な取扱い、並びに武装した反対勢力によるあらゆる人権侵害のような、人権および基本的自由の、継続した広範囲にわたる、組織的なのはなはだしい侵害を強く非難する；

3. テロ活動を含め、それがどこから生じたものかと無関係に、あらゆる暴力を非難する；

4. それによって暴力の継続した停止とシリアの人々の憧れを満たすシリア人主導の政治的な移行にとって好ましい雰囲気を作り出す、全ての当事者によるあらゆる形の武器による暴力の停止を達成するための安全保障理事会決議 2042(2012)および 2043(2012)をただちに目に見える形で履行するよう全ての当事者に要求する；

5. 国際連合とアラブ連盟の合同特使の、暴力の停止の第一歩はシリア当局によってなされるべきとの要求を全面的に支持し、また、それ故、シリア当局に対し、重火器の使用の停止という誓約の即時の実施と、部隊と重火器の兵舎への撤退の完了を求める；

6. シリア当局に対して、ただちに全ての人権侵害と一般市民に対する攻撃を止め、民衆を保護し、適用される国際法上の義務を遵守し、また、全ての関連する人権理事会決議および総会決議 66/176 並びに 66/253 を全面的に実施することを求める；

7. 2004 年 4 月 28 日の安全保障理事会決議 1540(2004)および 1925 年 6 月 17 日にジュネーブで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦

争における使用の禁止に関する議定書<sup>3</sup>を含め、化学および生物兵器に関する国際法上の義務を厳格に守るようシリア当局に要求し、さらにまたシリア当局に対し、あらゆる化学あるいは生物兵器、もしくはあらゆる関連物質の使用、そして、非国家主体への譲渡を差し控え、また、シリア当局に対し、全ての化学および生物兵器、並びにその関連物質を管理し、防護する義務を満たすよう、要求する；

## 説明責任

8. 説明責任の確保の重要性、および刑事責任の免除の終了並びに人道に対する罪に相当する可能性がある侵害を含む人権侵害に責任を持つ者の責任を問う必要性を再度強調する；

9. 安全保障理事会に対し、この観点から適切な措置を講じることを奨励する；

10. シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会およびその代理として活動している個人に対する、即時の入国およびシリア・アラブ共和国のあらゆる地域に対するアクセスを提供するようシリア当局に対して要求し、また、全ての当事者に対し、調査委員会の職務権限の遂行において、同委員会と完全に協力するよう要求する；

## 人道的状況

11. 人道的状況の悪化と、六項目計画の3番目に違反し、したがって安全保障理事会決議に反している、戦闘により影響を受けている全ての地区に対する安全で時宜に適った人道援助の提供の失敗を憂慮する；

12. シリア当局に対し、援助を必要としている全ての住民、とりわけ脱出を必要としている一般市民、に対する、即時、安全、全面的かつ妨害を受けない人道支援要員のアクセス、および影響を受けた市民に対し、人道的な支援とサービスへの安全、全面的かつ妨害を受けないアクセスを供与することを含む、合意された人道的対応計画の即時かつ全面的に履行することを求め、またシリア・アラブ共和国内の全ての当事者、とりわけシリア当局に対し、人道的な支援の提供を促進するために、国際連合および関連する人道支援組織に全面的に協力することも求める；

13. シリア・アラブ共和国内の全ての当事者、とりわけシリア当局に対し、適用される国際法に従い、人道支援に関わる要員、施設、物資、部隊および車両の安全を保障するこ

---

<sup>3</sup> League of Nations, *Treaty Series*, vol.XCIV, No.2138

とを求めらるゝ；

14. 進行している暴力の結果として、難民および国内避難民の数の増加に深刻な懸念を表明し、また、暴力の結果としてシリアの国境を越えて逃げる人々に対して、シリアと国境を接する国々より行われた重要な努力について感謝の念をくり返し表明し、さらに、国際連合難民高等弁務官事務所に対し、これらの避難民を受け入れている加盟国により要請されている支援を提供することを要請する；

15. 加盟国に対し、シリアの民衆にあらゆる支援を提供することを招請し、また加盟国に対し、国際連合の人道的な対応の努力に貢献することを奨励する；

### 政治的移行

16. シリア当局と一連のシリアの反政府勢力全てとの間の真剣な政治対話の開始を含む、市民が、その帰属や種族または信条を問わずに平等である、民主的で、多党制の政治制度へのシリア人主導の総合的な政治的な移行への要請をくり返し表明する；

17. この観点から、合同特使事務所と協働する全てのシリアの当事者に対し、安定し、平穏な雰囲気の中で、特に合意に基づく暫定的な統治組織の設置、総合的な国民対話に基づく憲法の検討、およびその新しい憲法秩序の枠組みの中で持たれる自由で公正な多党制の選挙を通して、全員の安全を確保するような方法で、6月30日の行動グループの最終コミュニケに示された移行計画を速やかに履行することを要求する；

18. この観点から、一連のシリアの野党全てと取り組むアラブ連盟の努力の一環として、2012年7月3日にアラブ連盟の後援の下、カイロで開催されたシリア野党会議を歓迎し、また、野党間のさらに強い結束を奨励する；

19. 加盟国に対し、行動グループの最終コミュニケに示された移行計画の実施を確実にするための積極的な支援を提供することを奨励し、また、事務総長に対し、移行する際に、適切な時期に、シリアに対し支援と援助を提供することを要請する；

20. 合同特使に対し、市民権の平等と自由を伴う、多民族の、民主的な文民国家への移行の実施のための平和的な制度にその努力の焦点を置くことを要請する；

### フォローアップ

21. 事務総長および全ての関連する国連諸機関に対し、シリア危機の政治的な解決の達成のために、合同特使の努力に対し支援を提供することを要請する；

22. また事務総長に対し、15日以内にこの決議の履行について報告することを要請する。